

令和6年12月定例会 一般質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「聴覚障害に対する取組みについて」

○上田井良二 一番最後の一般質問となりました。公明党の上田井でございます。しゃきつとすきつと、一問一答方式を堅持しつつ、今年一番最後の大トリの質問でございます。しっかりと一般質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずは、この場をお借りいたしまして、10月に実施されました衆議院選挙におきまして、公明党への絶大なるご支援を賜りましたことに御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

しかしながら、ご支援をいただきました皆様のご期待にお応えすることができない結果となってしまいましたが、斉藤新代表の下、新たな決意で強い信念を持って前へ進んでいきたいと思っておりますので、今後ともご支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今回の質問でございますが、過日、奈良県難聴児親の会の会長様よりご要望をお聞きしましたので、その内容について何点かお聞きしたいと思います。

大項目は、聴覚障害に対する取組について、中項目の1点目、軽度・中等度聴覚障害児への補聴器の購入費助成制度についてを福祉部にまずはお尋ねしたいと思います。

まず、**現在香芝市で聴覚障害者は何人いらっしゃるのか。**できれば年齢別に教えてください。

これで壇上からの質問を終わります。

○福祉部長 お答えいたします。

身体障害者手帳を持っている聴覚障害者の人数は11月20日の時点で、18歳未満で9人、20歳以上65歳未満で46人、65歳以上で141人の合計196人となっております。

○上田井良二 ありがとうございます。

身体障害者手帳をお持ちで、そのうちで聴覚に障害をお持ちの方の人数ということだけだいまご答弁をご提案いただきましたが、聴覚障害により身体障害者手帳を受け入れる基準というのはどのようになっているのでしょうか、教えてくださいませんか。

○福祉部長 聴覚障害に対する障害認定基準でございますが、一番程度の低い6級で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者、または片方の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、もう片方の耳の聴力レベルが50デシベル以上の者が認定の対象となっております。

○上田井良二 ありがとうございます。

そういった障害者手帳を受けている方につきまして、障害福祉サービスとして補助装具は市が支給されますが、その**障害認定の基準を満たさない方で18歳未満の難聴者について**

は、現在香芝市で軽度・中等度聴覚障害児への補聴器購入費の助成事業を実施されていると思うんですけども、まずはその助成の具体的な対象や金額等、内容について教えていただけますか。

○福祉部長 本市では、身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度の18歳未満の難聴児を対象として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成してございます。

助成される金額につきましては、機器により上限額はございますが、購入費用の3分の2が助成され、残りの3分の1が本人の負担となっております。

なお、3分の2の助成金のうち、2分の1が県、残り2分の1が市の負担ということになってございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

この助成金についてなんですけど、購入者本人の所得が幾ら以上ある場合助成を受けることができないといった、いわゆる所得制限というのはあるのでしょうか。

○福祉部長 世帯で市民税所得割が46万円以上の者がいる場合は、助成の対象外となっております。

○上田井良二 ありがとうございます。

その所得制限、市民税所得割で46万円以上、それというのは何か設定の根拠みたいなものがあるのでしょうか。

○福祉部長 その根拠でございますが、県の当該事業の補助金交付要綱がございまして、その要綱に当該所得制限が設けられてございます。したがって、県と市で一体的に当補聴器の購入助成事業を実施するに当たりまして、そういった対象条件におきましても足並みをそろえるという形で、同様の所得制限を設けているものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 分かりました。障害福祉サービスにおける身体障害者に対する補装具費の支給条件にも同じ46万円の所得制限が設けられていると。それなので、当該補聴器購入助成金についても同じ条件が設定されているのかと思うんですけども、子供さんの補装具費については、令和6年、今年4月1日から46万円の助成金が撤廃されております。そのことから、軽度・中等度聴覚障害児補聴器の購入費助成制度についても、46万円の所得制限の撤廃を検討されてはと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○福祉部長 所得制限につきましては、先ほど申し上げましたように、県の難聴児の補聴器購入助成事業と同じ条件、つまり県内の市町村が足並みをそろえて条件設定をしているものでございます。

ただ、ご質問のとおり、子供の補装具費の所得制限が撤廃されましたことを踏まえまして、県のほうにも、難聴児の補聴器購入助成事業において所得制限の撤廃ができないかといった協議を行うなど、所得制限の撤廃に向けた方策を検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。そのとおりだと思います。

県としてやっけていただいている部分、統一を変えて、うちだけでも、香芝市にとっては、香芝市だけやっけてもらうというのが一番いいんかも分かんないんですけども、県に対しての協議と手続をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、補聴器購入助成制度の対象者の条件で軽度・中等度とあるんですけども、私もこれ最初聞きました、これはどういうものなのかと思ひんですけども、具体的にはどの程度の難聴が助成対象となるんでしょうか、そのあたりちょっと教えていただけますか。

○福祉部長 軽度・中等度の軽度につきましては、こちらにも具体的に県の補助金交付要綱で、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満である者と規定されてございます。その聴力レベルを助成の対象としてございます。

○上田井良二 分かりました。

しかし、先ほどの答弁で、両耳の聴力レベルが規定されているということなんですけども、両耳ということは、片耳だけが難聴の、専門的な言い方でいうところの、これも私初めて聞いたんですけども、一側性難聴の場合は対象にならないということなんですしょうか。どうでしょう。

○福祉部長 一側性難聴の場合でも、医師が装着の必要を認めた場合には対象となることとございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

一側性難聴でも助成が使える場合があるということで、さらに一側性難聴の場合には、比較的新しい機器であるクロス補聴器という有用な補聴器があるそうなんですけども、これは助成の対象外となっていると聞いております。そのことについて、もし購入助成の対象外ということでしたら、購入助成の対象機器とすることはできないんでしょうか。そのあたりどうでしょう。

○福祉部長 対象機器につきましても、県の補助金交付要綱に定められておまして、同様に市の助成金交付要綱に定めてございます。

今後、県がクロス補聴器につきましても購入助成の対象に含めるということになれば、当然市としても助成の対象にしてまいりたいと存じます。

○上田井良二 ありがとうございます。

クロス補聴器について、言語習得期の幼児期や小・中・高校と、集団の中でコミュニケーションを交わして社会性を身につける年齢層の児童・生徒さんにとって、このクロス補聴器を活用することは非常に意義があると言われておりますので、ぜひ県と協議していただき、購入助成対象にしていただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

また、それともう一つ、補聴器を装着するに当たって耳当てが必要らしいんですよ。それは特に成長期の児童は成長が非常に早いので、1年に1回程度の割合でその耳当てを作り直す必要があるそうなんです。これも初めてお聞きしたんですけども、ただこちらにも購入助成の対象外になっていると聞いてるんですが、こちらのほうは購入助成の対象とできないんでしょうか。そのあたりどうでしょう。

○福祉部長 先ほどのクロス補聴器と同様に、耳当てにつきましても購入助成の対象外となっております。

先ほどご質問にもありましたクロス補聴器も含めて助成の対象にするべきかどうかを、県内各市町村などのご意見も聞きながら、必要に応じて県と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回、要望をいただきました内容としては大きく4点あったんですよ。1点目は、補聴器購入助成の対象者についてなんですけれども、現在記載されております内容では、お聞きしますところによると、自分は対象外だと判断されておられる場合があるようなんですね。やっぱりそのあたりは全ての方が納得できるように、理解できるような文言変更が必要なんではないかなど。また、2点目、3点目は、購入助成対象項目の補聴器の種類、補助具について、対象とされていない項目があると。今後も時代の流れで新しい製品ですね、いい製品が出てくるかも分かりません。そういう場合などについても、迅速に追加項目としてすることが必要ではと思います。そして、それらの使用器具等について、購入だけでなしに、修理費用についても助成している自治体もあるようなので、併せて検討をお願いしたいと思っております。今年も暑かったんですが、汗等で故障してしまうということが、やはり耳なんで、あるそうなんですよ。それとまた、最後の4点目は所得制限の撤廃、これもお願いしたいなど。

以上の項目について、今回ご要望いただいたんですけれども、近隣の市や町での協議会でしたか、たしか課長にお聞きしたんですけれども、会合があるようですので、全国の各自治体の現状や動向等をしっかり調査していただいて、助成制度の変更や追加を行うのであれば、県内統一事項、先ほど回答を聞いていますと、県ではというご回答がたくさんありましたので、その辺を検討していただくように県への依頼をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、教育部のほうにお伺ひしたいと思ひます。

中項目ですね、聴覚障害児童・生徒への合理的配慮について。

今年度から障害者に対する合理的配慮の提供が義務化されたことを受けまして、香芝市内小・中学校の合理的配慮の現状や各教員のスキルアップの取組を確認するとともに、学習支援ボランティア制度の導入に関する考え方について伺ひたいと思ひます。

まず1点目、平成28年の障害者差別解消法の施行により、どの学校においても、障害のある子供たちに必要な合理的配慮を提供することが求められるようになったと聞いております。合理的配慮とは、まずどのようなものか、教えていただけますか。

○教育部長 合理的配慮の説明を申し上げます。

障害のある児童・生徒が他の児童・生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的といたしまして、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う必要かつ合理的な取組のことを申します。教育内容やその方法、支援体制、設備、施設の観点に基づきま

して、障害の特性や具体的場面、状況に応じて取組を検討することとなっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、この合理的配慮の提供についていろいろ取組を検討しますということなんですけども、その検討する際、どのような配慮が必要と考えられますか。

○教育部長 この合理的配慮につきましては、学校等が一方的に提供するものではなく、本人や保護者の意思の尊重が大切でございまして、学校と本人、保護者が共に考え、合意形成の上で決定することが必要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、香芝市内の学校では、聴覚障害を持つ児童さんに対してどのような合理的配慮を現在提供しておられますか。

○教育部長 学習上、または生活上の困難を改善、克服するための取組といたしましては、次のような配慮を提供いたしております。まず1つ目は、教室では当該児童の座席を前のほうに配置する。これは簡単にできることであるというふうに考えます。保護者、本人と相談しながら、話し手が使用する送信機と聞き手が使用する受信機で構成されるデジタル視聴援助システム、ロジャー、こういったものを活用する。また、行事等、雑音が予想される場面では、隣で筆談を行う等の視覚援助を行う。教科学習においては、教材にルビを振るなど、聞こえにくさに応じて随時視覚的な情報を提示している。また、本人の不安を和らげるため、常にそばにつき、定期的に声かけを行う。こういったことを取り組んでいるところでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

かなり大変な部分、簡単にできること、できないこと、たくさんあると思うんですけども、先ほどお話ありましたように、やはり席は前にやることは簡単なんですけど、やっぱり本人さん、保護者の方のお話を聞くという対話がやっぱり、それは聴覚障害者以外のことで、健常者の方でも学校教育の一つとして対応するということは大事なことだと思いますので、特に注意してほしいと思うんですけども、聴覚障害を持つ児童さんへの合理的配慮の提供及び支援等に関して、併せて一番大事な教員のスキルアップのために、どのような取組を行っておられますか。

○教育部長 奈良県の難聴・言語発達障害教育研究会に香芝市も所属いたしておりますので、難聴学級を担当する教員のための基礎的な研修を受講する、または県立豊学校での研修に参加するなどをいたしております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

聴覚障害を持つ児童への支援についての共通理解のために各学校では、そうしたらどの

ような取組を実施されておられますか。

○**教育部長** 年度の初めに、先ほど触れましたような合理的配慮の提供及び支援等について、まずその子供がいる校内で確認し、共通理解を図っております。また、障害の理解に基づくよりよい支援を目指しまして、聾学校の教員を招いて校内研修を実施している学校もございます。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。

そうしましたら、ほかに他府県では、障害を持つ児童・生徒さんの学習支援のために学習支援ボランティア制度があると聞いておりますけれども、香芝市ではどのような取組を行っておられますか。

○**教育部長** 今ご指摘の学習支援ボランティア制度というものは本市にはございませんけれども、特別支援教育支援員を配置いたしまして、学習や集団生活を支援いたしております。教員免許状を所持、または教員支援員等の経験を有していることを条件として、特別支援教育の支援員を募集いたしておりますので、経験を生かした支援が期待されるところでございます。

今後も支援員を適切に配置いたしまして、障害のある児童・生徒の学習や生活の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**上田井良二** ありがとうございます。

先ほどお話しさせていただいたように、会長さんにお話聞いたところ、先ほど言いましたように、しっかりとその対話が必要やということも言っておられますので、会長のほうから違った話をお聞きしたんですけれども、ある学校へ行っておられるお子さんの学校は、年に数回も担当教諭が代わったと。それは学校でいろいろな事情があるんでしょうけれども、やはりそういうことをされますと、本当にやっぱり親身にうちの子を見てくれるのかなという、信頼が薄れてくるという場合もありますので、ちょっとしたことなんですけれども、それに特化するということもちょっとあれなんですけれども、健常者の生徒さん、児童さんについてもしっかりと親御さんも含めて話をしていただいて、子供さんの成長に対して香芝市としてやっていただきたいなと思うんですけれども。

今回、香芝市長に対しても、いろんな話を聞いていただきたいということで、私も聞かせていただきました。担当課の方に来ていただいてお話を聞かせていただいたんですけれども、今回この件につきまして市長はどのような考えを持たれておられますか、一言お願いしたいと思います。

○**市長** 議員を通して難聴の方から成る団体からのご要望もいただいているところでございまして、それについてはしっかりと重く受け止めて、難聴の方に対しての合理的配慮がしっかりとされるように、また既存の制度がしっかりと活用されるように、しっかりと案内を市としてもさせていただきたいと思ってございまして、奈良県のほうにも、その制度の案

内について適切に行われるように、市からも要望してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

本人さん、会長さん自身も奈良県に出向かれて教育長にも話をしていただいたようですし、ほかの各町にも訪問されておると。先ほどもご回答ありましたように、やっぱり県が一本で動いている部分が多々ありますので、しっかりと香芝市のほうからも県への要請をしていただきたいなと思いますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

「過去に質問した項目の取組み状況について」

○上田井良二 それでは、2番の大項目に行かせていただきます。過去に質問させていただきました項目の取組状況について。

まずは、中項目、バリアフリー化事業についてお聞きしたいと思います。

昨日、眞鍋議員が違った形で質問をされておられましたけれども、それを避けてまた質問をさせていただきたいと思っております。

先日、10月発行の広報紙でも周知がございました。JR香芝駅のバリアフリー化工事、これはいわゆるエレベーターの設置、それと段差の解消、この工事が完了しまして、市民の方から喜びの声もたくさん聞かせていただいているところでございます。この件につきましては、私だけではなく、公明党香芝市議団3名と、また歴代の市長、担当部長等もしっかりタッグを組ませていただいて、国のほうに何回も要望に行かせていただいて、実現するまで十数年やっぱりかかりました。でも、しっかりとやることによって、公明党の実績としてこれも上げさせていただいて、非常に喜んでいただいているところでございます。

その中で、トイレはいつできるのというご意見も頂戴しております。トイレの工事が開始されたようですけれども、この工事の完成を待ちわびている声も最近よく聞かれますけれども、まずはこのトイレの規模の内容について、どのようなトイレができるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○都市創造部次長 現在、JR香芝駅の西側にて工事に着手をしております公衆用トイレでございますが、規模といたしましては、面積が約50平米、鉄筋コンクリート造りで、施設の内容といたしましては、便器の数量でございますと、男子トイレに大小各2基、女子トイレに2基、別にバリアフリートイレを設置する予定でございます。このバリアフリートイレには、オストメイトの方が利用できる汚物流しやベビーシートなどの設置をすることとしてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、大体年度末というふう聞いておるんですけども、いつ使用可能になるか教えていただけますか。

○都市創造部次長 現状では、令和7年4月からの供用開始を目指してございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。引き続き、無事故で、しっかりした新しいトイレをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、2番目に歩道のバリアフリー化について聞かせていただきたいと思ひます。

バリアフリーの推進としては、高齢の方や障害をお持ちの方のために、道路などにて段差の解消や点字ブロックの設置などに取り組んでいると思ひます。先日も市役所南側の歩道工事が完了して、点字ブロックを設置していただきました。

大分前になりますけれども、以前私も非常に感動のお手紙をいただいたんですけども、福祉センターにつながっております歩道、あれすごい段差があったんですけども、フラットにさせていただいた。非常に車椅子の方から、ありがとうございましたというご報告をいただきました。いろんなことで徐々には進んでおるんですけども、それらも含めまして、今後の工事計画、お話しできるようでしたら聞かせていただけますか。

○都市創造部次長 本年度、令和6年度につきましては、市役所南側の総合体育館周辺におきまして、歩道の段差解消及び点字ブロックを設置するバリアフリー工事を設置をしております。

令和7年度につきましては、近鉄五位堂駅北側の瓦口地内におきまして歩道のバリアフリー化工事を実施することを検討しているところでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。引き続き、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、踏切内の点字ブロック、これについてもお聞きしたいと思ひます。

これもたしか2年前だったと思ひますが、大和郡山市の近鉄電車のところで、点字ブロックといいますのは、踏切の中には点字ブロックがなくて、踏切の遮断機の手前のところに、ここは踏切ですよということで設置をされておったんですけども、その当時、中には点字ブロックがなかったの、踏切の中なのか外なのか分からなくて、結局は電車にはねられて亡くなられたという大和郡山の事故がございました。それを受けまして、このときの大和郡山市の公明党の市会議員が国会に県会議員と共にお話をさせていただいて、踏切の中に点字ブロックを設置すると。その1個目が大和郡山市のその事故のあったところにつけていただいたんですけども、県内で2番目としてつけていただいたのはこの香芝市内であるということで、踏切内の点字ブロックについては、国道の、市道はまだと思うんですけども、交差踏切については設置を終了しておるんですけども、今後とも着実にバリアフリー化事業を進めていただきたいと思ひますけれども。

先日、私がよく使わせていただきます下田の交差点、165号線と168号線の交差点ですね、歩道橋のあるところ、あそこをふと見ますと、白くてちょっと分からなかったんですけども、横断歩道のところに点字ブロックがあると。それをちょっと見つけてまして、え、これからまたつけてくれるんかいなというふうに思ったんですけども、本市の取組、バリアフリ

一基本構想に基づくものなんでしょうか。そのあたりちょっと教えていただけますでしょうか。

○都市創造部次長 今議員ご指摘のとおり、この下田交差点におけるエスコートゾーンにつきましては、香芝市バリアフリー基本構想の重点整備地区内において、道路特定事業に位置づけをされている路線でありますことから、奈良県公安委員会にて設置をされたものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そしたら、この交差点のほかに、エスコートゾーンというものなんですけども、設置する予定の横断歩道は現在のところはあるんでしょうか。

○都市創造部次長 今回の設置に際しまして、奈良県公安委員会に確認をしたところでは、現時点において下田交差点以外には設置する予定はないというふうに報告を受けてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

今後とも、いろんな方がおられますので、私も気づいたんですけど、役所の南側でやっていただいて、多分歩道の真ん中に点字ブロックをつけるのは当たり前だと思うんですけども、乳母車を押される方、歩道の幅によったら真ん中しか通れない、よけられない、ちょっと不便なところもありますんで、そのあたりまたちょっと何かありましたら考慮していただけたらなと思いますので、赤ちゃんが寝てるときに起きておられるお子さんがおられますので、そのあたりまた、難しいと思いますけど、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の中項目、感染症に関する状況等について。

これも幾度かお話を聞かせていただきました。新型コロナウイルス感染症、流行株が変わるたびに流行の増減を繰り返してきておりますけれども、現在の感染状況はどのような状況なんでしょうか。分かる範囲でお答えいただけますか。

○健康部次長 奈良県感染症情報による新型コロナウイルス感染症の奈良県内の定点報告数の推移でございますが、令和6年は7月に感染のピークがありまして、報告数が1週間に1,000人を超える時期がございました。その後は感染者数の減少が見られまして、10月半ばからは1週間当たり報告数が70から80人台で推移し、11月18日からの週は53人という感染状況となっております。

○上田井良二 ありがとうございます。やはり夏場流行っておったというのはそのとおりだったんだと思います。ありがとうございます。

インフルエンザについては、冬に感染の流行しやすいんですけども、今年度早い時期からインフルエンザの発生の確認がされているようですが、現在のインフルエンザの発生状況はいかがでしょうか。

○健康部次長 インフルエンザの定点当たりの報告数は、10月7日の週に1.04となり、流行

期入りの目安となる1.0を上回りました。その後は1.0前後の報告数で推移し、11月18日からの週は1.28の報告数となっております。

奈良県感染症情報センターでは、大きな感染拡大は見られないものの、インフルエンザの流行が始まっているものとして注意を呼びかけている状況でございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

最近、やはりマスクをされない方が増えてきたり、コロナが下火になってるから、その影響もあるんでしょうかね。しっかりとまた私自身もうがいとかやっていきたいなというふうに思います。

それでは次に、子供さんに流行します、これ隔年で何度かお聞きするんですけども、手足口病の流行状況を教えていただけますか。

○健康部次長 手足口病につきましては、令和6年5月20日の週に奈良県内の小児科定点当たりの報告数が6.09となり、基準値である5を超え、警報発令となりました。それ以降、6月から7月にかけては報告数が10を超える流行となりましたが、11月18日の週では1.61と減少し、終息基準値である2を下回ったことによりまして、発令されていた警報が解除となっております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、最近マスコミとかでちょっと聞いたことがあるんですけど、マイコプラズマ肺炎、これも何かはやっているようなんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○健康部次長 マイコプラズマ肺炎につきましては、奈良県では2020年5月以降、ほとんど報告のない状況が続いておりましたが、今年度7月半ば頃から増加が見られております。

マイコプラズマ肺炎につきましては、警報発令開始基準値が未設定の感染症となっておりますので、警報発令による注意喚起はございませんが、奈良県感染症情報センターによりまして、11月18日の週の基幹定点当たりの報告数は5.17であり、過去10年で最大の報告数となっているとして、引き続き感染拡大防止のため、手洗い、マスク着用などのせきエチケットを呼びかけている状況でございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

やはり今もお話ありました手洗いとマスクの着用、そのあたりが大事だと思うんですけど、集団で生活されている学校とかもまた引き続き注意していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、帯状疱疹のワクチンについてお聞きします。

帯状疱疹ワクチンの任意接種について、費用助成を要望してきましたが、定期接種化待ちをするという回答が幾度かございました。現在、定期接種化に向けての動向はどんなものか、教えていただけますでしょうか。

○健康部次長 厚生労働省は带状疱疹を予防するワクチンにつきまして、令和6年6月20日の厚生科学審議会におきまして定期接種に位置づける方針を固めましたが、現在も接種対象者年齢と使用ワクチン等についての検討の継続中でありまして、実施時期につきましては未定の状況でございます。

以上です。

○上田井良二 まだ定期接種化の時期は決まっていないと。やるという方向みたいですけども。

任意接種の費用助成はやはり実施していただけないのでしょうか。

○健康部次長 本市では、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた審議の動向を注視してまいりました。国においては、定期接種化に位置づける方針とはしたものの、令和7年度当初からの定期接種化は見込めない状況となっております。

議員からのご指摘を受けまして、本市として検討を重ねた結果、定期接種化となる時期が不明な状況が長期化していることを踏まえまして、带状疱疹発症後の後遺症や合併症に不安を抱き、自らワクチン接種を自費で接種される方への費用助成について検討しております。

以上です。

○上田井良二 带状疱疹ワクチンの費用助成、ちょっと前向きな意見かと捉えさせていただけますけれども、ほかに具体的に何か考えておられることはございますか。

○健康部次長 奈良県内にも带状疱疹ワクチンの費用助成を開始している例がございますので、それらを参考にしながら具体的な助成内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

私もこの間調べたんですけれども、私が一番最初にこれを一般質問させていただいたとき、全国でたしか二十数件の市区町村が補助をしているということで、この間調べましたら、今年の9月現在で何と700を超える市区町村が補助をしているということが、不確かな部分もあるかと思えますけれども、ありました。やはり調べますと、今年度に入ってから、西側ですね、関東のほうは結構やっておるんですけど、西側がなかなか進んでなかったんですが、今年度に入ってやり出したと。奈良県でも、調べましたけど、やっぱり奈良市、そして山添村、御杖村、天川村、天川村さんなんかは補助費2万円と、すごい金額、2万円と1万円ということで、お金すごいあるのかなと思うんですけども。

これらを受けまして、やはり定期接種化のご回答、この間も三橋市長に答えていただきましたけれども、何とか、私も今回選挙におきまして、いろんな公明党、子供さんに対するいろんなことがありましたけども、やはりご高齢の方にお話をさせていただきますと、子供はええのは分かるねんけども、わしらには何もないんかというお声をたくさんいただきまして、私はやっぱりしっかりと带状疱疹ワクチンを何とか香芝で、5番目の市区町村としてやっていただきたいという思いがあるんですけども、市長、どんなもんでしょうか。一言お願

いできますでしょうか。

○市長 これまでの市議会において、本会議でも議員のご指摘を受けまして、国の動きを待って、定期接種化を待って対応していくのが望ましいのではないかというような趣旨の答弁をさせていただきました。

議員のご指摘も受けまして、私も勉強させていただきまして、財源等も検討をしてみました。それを受けまして、やはり議員ご指摘のように、子供だけの市政であってはいけないというふうにも思っております。あらゆる世代が支え合っていくようなまちづくりということで私も申し上げてまいりました。財源の検討もほぼほぼ終わってございまして、令和7年度当初予算に計上する方向で、現在検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。これ市長のしっかりした検討しているということ、7年度に向けて、私も枕を高くして寝たいと思いますので、しっかりと実現するように今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

今まで公明党議員として、小さな声を聞く力、これからもしっかりと市民の皆様のお声を頂戴しながら、住んでよかったと言っただけのまちづくり、しっかりとやっていく決意をいたしておりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げまして一般質問を終わらせていただきたいと思ひます。

また、今年一年、本当に私の代表質問、一般質問に対しまして、市長をはじめ理事者の皆様、本当にご理解、ご協力ありがとうございました。また、議長、各議員におかれまして、しっかりとご理解いただきまして、上田井、頑張れと言っただいた方もおられます。皆様のこれからのご健勝、また来年もいい年を迎えていただきますように、ご挨拶させていただいて私の一般質問とさせていただきます。まだ議会は続きますけども、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。